

# 琉球大学学術リポジトリ

## 「社会」用語法の変遷(3) ー「社会の発見」という言説についてー

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2012-12-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高良, 倉成, Takara, Kurashige メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/25579">http://hdl.handle.net/20.500.12000/25579</a>

# 「社会」用語法の変遷 (3)

— 「社会の発見」という言説について —

高 良 倉 成

## Terminological Trends of SHAKAI: An Interpretation about The Discovery of SHAKAI in 1920s-1930s

Kurashige Takara

### 1. はじめに

近年来「社会の再発見」ともいうべき論調が目立つようになってきた。国家と個人とのあいだに介在するはずの「社会」あるいは「社会的なもの」が希薄化しているという危機感に根ざすもので、「社会」の再評価を志向しているように思われる<sup>1)</sup>。歴史研究では結社への注目も高まってきた<sup>2)</sup>。公共哲学をめぐる言説も基本的にそのような「社会の再発見」の動きだと思われるが、その公共哲学論議でも注目されてきたハバーマスの『公共性の構造転換』では、社会の公共性を国家に組み込んでいった「国家の社会化」の帰結として、個人と国家とを介在すべき社会が退潮して「社会の国家化」が進行してきたとされており<sup>3)</sup>、そのことへの近年の反動として再び社会を定立する必要性が論じられているということなのであろう。

そのような「社会」再評価をめぐる議論は、市場（ミクロ的な商品需要・供給者どうしの交換媒介的相互依存の場）と政府（統治境域の権力的再分配機構）との関係をめぐる議論と交錯しており、かなり複雑な様相を呈している。交換媒介的相互依存はしばしば国境横断的に成立してきたものであり、商品連鎖の波及経路は交換に要する時間とコストが縮減すればするほどミクロ的行為者のグローバルな相互依存という性格を強めていく。交換の原理で結びつく市場と、交換以外の原理で成立する相互依存関係との連携のあり方、「社会」をめぐる議論はそれを模索する営みの一環という

一面を有している。ただ本稿は、近年の「社会」再評価をめぐる議論や市場と政府との相互関係をめぐる議論も念頭においてとはいえ、日本において「社会」用語法が普及するプロセスの途上にあるエポックとして注目されてきた「社会の発見」について考察することを直接の目的としている。

筆者が前稿までで確認してきたことの1つは、明治期以降の「社会」用語法は形式的には3つのタイプに分かれ、独立した語基そのものとしての単立用法か、前接語基として他の語を形容するか、後接語基として境界・局面・次元などを類別するかのいずれかであるということであった<sup>4)</sup>。その場合、2字漢字からなる語基「社会」について、それが独立して使われる場合を単立用法、他の語に前置されて合成表現を形成する場合を前接語基用法、他の語に後置されて合成表現を形成する場合を後接語基用法と称している<sup>5)</sup>。政治思想史の分野を中心にいわゆる「大正デモクラシー」を象徴するものとして「社会の発見」が取りざたされてきたが、それは単立用法としての「社会」の語についての現在の観点からの概念的詮索であると同時に、前接語基用法や後接語基用法とが混在することによる「社会」の語の多義性をも浮き彫りにしている。以上のことを、ヨーロッパでの用語法とも絡めて考察するのが本稿の目的である。

### 2. 単立用法「社会」をめぐる問題なのか

## 2.1 現代の論者たちの解釈

大正期には国家から区別されて社会の語が使われるようになったことを強調したのは、石田雄や飯田泰三であった。いずれも当時の吉野作造にくよく目に注目して提起された考証である。

飯田は、吉野作造の業績についての紹介・評論のなかで、当初は「有機体的国家観」に立脚していた吉野作造が1920年代以降は国家の含意との同一化を意識的に回避するようにして社会の語を多用するようになったことを析出しつつ、「吉野による社会の発見」とか「社会が発見された時代」という表現も含めて「社会の発見」という表現を多用し<sup>6)</sup>、さらに「社会改造」や「社会問題」などの言説が一般論壇で蔓延したことで多元的国家論を踏襲した政治学的論議や社会学的論議の台頭をふまえて「吉野にかぎらず“大正的”思想状況一般を特徴づけるメルクマールとして、『社会』と『人間』の発見をあげることができる。<sup>7)</sup>と特徴づけた。石田も、吉野作造が強制権力としての国家と国民共同生活体としての国家とを区別し、後者について社会という言葉を使うべきことを主張したことに注目した<sup>8)</sup>。

おそらく、国家概念と社会概念とが識別されることが国家有機体論からの脱却の指標とみなされ、石田や飯田にとっての「社会の発見」とは突き詰めれば国家有機体論の否定・相対化を志向する論調が台頭したことを意味していると思われる。日本において国家有機体論を象徴する用語は「国体」であるから、「国体」を国家と社会という2つの概念に分化して捉え直すこと、それが少なくとも日本における「社会の発見」ということの1つの意味なのであろう。日本史研究にそれが反映されたことについては昆野伸幸がつぎのように指摘している。「大正期には、主に『国家』と結合した神代・古代史研究の地盤沈下が進行するのに伴い、・・・『社会』的中世史が盛行した。・・・この『神代から中世へ』という当該期における歴史学の重心の移行は、政治的には『大正デモクラシー』として、また社会思想的には『社会の発見』として現れたものと根底を同じくするものであった。<sup>9)</sup>

ただ、石田の場合は、国家と社会とを識別する方向での「社会」用語法が一般化するのとは社会政

策学会設立（1897＝明治30年）以降と理解しており、しかも当時においては現実の社会問題というよりは予期される社会問題への対応という観点から取り上げられ、「『社会』の概念が・・・制先予防的に上から導入されたということが、恐らく『国家』と『社会』との概念の区別を不明確にした重要な原因であったといえよう。事実金井は『社会国家』『国家社会』というような用語法をすることによって、両者の区別をあいまいにしている。<sup>10)</sup>」と論じた。国家と社会とを識別しようとはしたが、国家主義的社会政策を展望する観点からのものであったがゆえに、その識別は中途半端で曖昧であると述べているといつてよい。引用文中の金井とは金井延のことであるが、「社会国家」や「国家社会」という用語法は概念的にはありえないという思い入れのもとに石田は金井を批判している。国家と社会とを折衷している観があるその2つの合成表現に対する拒絶反応は、「国家vs社会」という二元論に固執する論者に共通にみられる反応であると思われるが、その合成表現の特徴については後にあらためて取りあげる。

国家と区別して社会の語を用いるようになったのは社会政策学会設立以降であるとした石田に対して、飯田は、「社会の発見」という言説は社会政策学会の周辺に限定されない「大正的思想状況一般」の特徴であると理解しており、さらに「社会改造」や主体的実践者としての「人間」への注目も「社会の発見」言説の蔓延と関連しているかのように論じている。松本三之介も、陸羯南の業績を紹介・評論するなかで「社会の発見」に言及し、社会問題の問題性への注目という意味での「社会の発見」は「市民社会観」がその前提にあると述べた<sup>11)</sup>。石田が析出した「上から」の社会問題への対応すなわち国家主義的社会政策観の台頭に対して、社会による社会問題への対応がありうるが、その場合、社会として友愛組合や共済組合などを想定するとコーポラティズム的な社会政策観となり、社会として労働組合（を核とする階級）を想定すると社会主義的な社会政策観となる<sup>12)</sup>。おそらく飯田は、国家主義的社会政策観の台頭と解釈した石田とは異なって、社会主義的社会政策観の台頭という側面を強調したいのかもしれない。松本にいたっては、戦後民主主義思潮から派生し

た市民社会論を過去に投影しているように思われる。しかしながら、「社会の発見」は「大衆の発見」と同時進行した現象であることを考慮すると<sup>13)</sup>、石田・飯田・松本は特定の社会勢力に過度に引きつけて「社会の発見」を解釈しているといわざるをえない。

それらに対して、酒井哲哉は、「飯田の研究は、ややりベラリズムに引きつけて大正期の多元主義を理解する傾向が強すぎる<sup>14)</sup>」と評した。その論拠は、日本で「社会の発見」という言説が興隆したのは、第1次大戦後のヨーロッパで噴出した主権概念への2つのタイプの批判的思潮を反映したことに求められている。すなわち、(1) 国家主権の管轄事項の一部をより上位の国際機構に吸収していこうとする「普遍主義」的方向と、(2) 国家を教会・都市・職能団体といった社会集団と並列的に扱う「多元主義」的方向であり、「このような主権概念批判は、同時代の日本においては、しばしば『社会の発見』と称される国家主権に回収されない社会領域の自律性の主張と結びついて行われたように思われる。<sup>15)</sup>」と述べている。それゆえ、「社会の発見」とは国民国家の圏域を超えた相互依存関係の拡がりや指定する論調をも含むのであり、「大正期の多元主義は、その副産物としてアジア主義的な地域主義を胎していた<sup>16)</sup>」ということにもなる。たとえば矢内原忠雄の植民政策学はその具体例の1つであり、国家主権概念の絶対性を否定・相対化する動向の1つであったということになる<sup>17)</sup>。

以上は、現代の論者が大正期の政治思想や社会思想を考証して提示したメッセージである。そのさい、とくに石田・飯田・松本の場合は、単立用法「社会」についての概念は現代では明確であるかのような前提のもとで、その萌芽が大正期に由来するとみなしている。しかしながら、大正期にかぎらず、明治期以降の言説の全般的傾向も、さらにはヨーロッパでの用語法においてもまた、必ずしも言説の中心的焦点は単立用法「社会」で表象されるものではなかった。以下、具体的に考察していくが、まずは大正期および昭和初期の論者たちのメッセージを整理しておこう。「社会の発見」という象徴的表現自体は当時の論者たちが用いたものだからである。

## 2.2 同時代の論者たちの解釈

「社会の発見」というタイトルを付した章(第1章)を含む1923年刊行の杉森孝次郎『国家の明日と新政治原則』は、国際連盟に象徴される当時の国際主義を反映して、相互依存の境域そのものを社会とみなした。つまり、社会とは「人間協力の全体的範囲」として定義され、「人間協力の全体的範囲は、現代に於いては、もはや決して国家大ではなく、国際大、もしくは人類大」であるから、「国民的社会は、人類的社会の、いまや一部分にすぎない」と特徴づけた<sup>18)</sup>。杉森のその著作は典拠がほとんど提示されていない評論文から構成されており、多用している「いふところの」なることの思潮的な脈絡も示されていないが、一見すれば、杉森の場合は単立用法「社会」に関する1つの概念規定を試みたもののようにみえる。しかしながら、それは「人類的社会」を想定しうると述べているにとどまるのであり、じっさいには後接語基用法(人類的社会)に依拠して相互依存関係についての認識を拡張することを展望しているのである。

「社会の発見」というタイトルを付した章を含む同時期の著書としてより有名なのは、福田徳三『社会政策と階級闘争』であろう。杉森の著書とは異なって、関連する学説や思潮を渉猟しながら掘り下げられた理論分析となっている。

その福田にとって「社会の発見」とは、「国家に一括する能はず」と同時に「個人に分割し能はざる」ところの固有の問題領域、すなわち「個人的でないは勿論、国家的とも言い尽くされぬ」諸問題を指定することであり、「社会運動、社会問題、社会主義、社会階級、社会事業などと云ふ場合に用ゆる『社会的』『ソーシャル』なる概念は斯くして出で来た」ことが強調される<sup>19)</sup>。そして、国民経済化という意味での「社会化(Vergesellschaftung)」と並んで、国民経済が共同生活の緊密な組織という性格を強めていくこと(国民経済の共同経済化)を略称した「社会化(ゾチアリジering)」も「今独逸に於いて大流行である」という現状認識に立脚していた<sup>20)</sup>。ドイツは分立していた領邦国家から1871年に統一国家になったのであるが、資本主義的生産が発達・普

及するなかでその国民経済としての整合性を模索していたから、福田はそこに同時並行的に進行する2つのプロセスを見出したのである。そのうえで「社会の発見」という表現がつぎのような文脈で使われた。

「雇用労働関係は、・・・従来の様に一切を国家に盛上げて居た時代に見る可からざる、一の著しい共同生活現象」であるが、「国家以外に其様なものあることに気が付いた結果『社会の発見』を促すに至ったのである。換言すれば『社会の発見』は経済生活組織化の非情に進歩した産物に外ならぬのである。国民経済其ものは、決して直ちに社会たるのではない、其れと同時に、国民経済の成立は、社会発見の一大因縁たることを否定することは出来ないのである。<sup>21)</sup> いささか論点が錯綜しているその言明を筆者なりに整理し直せば、つぎようになる。各種事業所の活動が雇用契約による労働力に依存する度合いが増す労働力商品化の進行は、資本主義的原理の浸透にともなう市場経済の自律化傾向をもたらすのであるが、「国家以外に其様なものあることに気が付いた」のは経済学的思考であるから、福田のいう「社会の発見」は何よりもまず商品需給者たちからなる社会（いわば市場的な社会）への注目である。商品需給者たちからなる社会という特質が顕在化していくこと、すなわち *Vergesellschaftung* は、後発の資本主義的發展を経験するなかで幼稚産業保護論が提起されたドイツでは国民経済化という様相を呈した、それが福田の「社会の発見」論の前段部分である。進行する市場経済化（*Vergesellschaftung*）に対して、市場（交換）原理とは異なる相互依存原理に立脚した調整プロセス（*Sozialisierung*）が展開したというのが福田の「社会の発見」論の後段部分であり、具体的には社会問題・社会階級・社会事業など形容詞 *sozial* ないし *social* によって表象される。日本語表記という観点からすれば、前接語基用法「社会」（社会問題など）や後接語基用法「社会」（市場社会など）が主たる考察対象となっているといつてよい。

国家有機体論との対比で「社会の発見」がなされたという意味では、自律的市場調整メカニズムに注目してきた経済学、多様な集団の形成過程や内部秩序さらにそれらの相互作用を考証する社会

学、利益集団相互のしのご合いを重視する政治過程論・権力形成論などにかぎらず、生物学を援用した社会進化論もまた「社会の発見」に該当するであろう。

明治期以降、国家有機体論から脱却しようとする側にもその再構築を志向する側にもともに影響を与えたものとして<sup>22)</sup>、スペンサー（Herbert Spencer）の社会進化論がよく取りあげられる。生物進化論に依拠して重層的相互依存関係について組織的多様性を内包する有機体のアナロジーを用いることによって、国家を人間集団に不可欠な所与のものとして先験的に仮定することから脱却できる。国家を論じる前に、まずは人間集団を対象として指定することを試みたのが、たとえば儒学をベースにして日本における社会学の第一世代の代表的人物になったとされる建部遯吾であり<sup>23)</sup>、相互扶助的群体という側面に焦点をおきつつ社会進化論を援用することで「社会の発見」をしたとされる動物学者の丘浅次郎であった<sup>24)</sup>。ただ、おそらくこのタイプの「社会の発見」は発展性を有しない。なぜなら、進化・複雑化する社会有機体という考え方は「社会の進化の自然法則の探求の規模と範囲とが万物に及べば及ぶほど・・・社会の運動の法則を『説明する』力とエネルギーもますます多方面にわたらなければならなくなる<sup>25)</sup>」からである。とはいえ、生物進化論の援用は、前接語基用法（社会進化）や後接語基用法（動物社会や人間社会）の普及に一定程度貢献したであろう。

経済学も政治学も社会の語をしばしば用いるが、経済学の対象とする社会は経済的社会や市場的な社会であり、政治学が対象とする社会は政治的社会としての *polis* をその理念的前提にして発達してきた。いずれの場合も「市民社会」という表現に置き換えられたりしたが、いずれにしる経済学も政治学も単立用法「社会」に依拠して立論してきたとはいえ、後接語基用法「社会」にもとづいて社会は展望・仮想された。単立用法「社会」を対象にした分野があるとすれば、それは社会学であろう。

### 2.3 社会学の援用

社会学そのものはしばしば「社会の発見」とみ

なされてきた。コリンズとマコウスキーによる社会学史の著書のタイトルは *The Discovery of Society* である。それは、「国家とは異なる社会の観念は、18世紀の商工業的变化やフランス革命が人を目覚めさせて、社会制度には二つの異なった形態があると認めさせるまで、発展しなかった。<sup>26)</sup>」ことを強調することから説き起こされている。日本では、青少年向けの社会学概説書として日高昂が『社会の発見』というタイトルの書物を刊行した。そこでは、市民革命を経過するなかで「人々は始めて『国家』と『教会』以外に新しい『社会』が自分たちにあることを体験した。古い『国家』や『教会』も『社会』の、ある現れ方にすぎないのを自覚した。こうして『社会』の発見がなされたのである。<sup>27)</sup>」と述べられている。おそらく日高は、杉森や福田を含めた「社会の発見」をめぐる言説を念頭においていたのであろうが、それらを社会学の誕生という問題に集約したのである。福田徳三もまた、「『社会の発見』時代の最先覚である」シュタインに端を発しウェーバーなどによって進展させられてきた社会学や哲学を理論的背景として強調しており、「私が主題とする社会政策の根本研究は、此の新しき国家哲学、社会哲学の産物を十分に体得することなくしては・・・決して之を完ふする能はざるものである。」<sup>28)</sup>と述べている。つまり、「社会の発見」を社会学の台頭と結びつけていたのである。

ただ、ヨーロッパの社会学を援用する議論もまた、必ずしも単立用法「社会」を指定したわけではなかった。社会政策的観点からは社会問題や社会事業などの前接語基用法と結びつけた「社会の発見」だったとすれば、テンニース社会学を援用する議論は後接語基用法と結びつく「社会の発見」だったといえるかもしれない。

社会学の分野で日本でとくに浸透したものの1つはテンニースによる *Gemeinschaft* と *Gesellschaft* との識別を援用した議論であり、その影響は国家有機体論からの脱却を志向する側にもその再構築を志向する側にも及んだ。たとえば、方法論的個人主義に立脚して、すなわち国家だけではなく社会についてもその実在性をアプリアリに仮定せず、「社会は個人の交渉のある様式に外ならぬ<sup>29)</sup>」ことを強調した高田保馬にもその影響

はみられ、血縁や地縁などのもので成立する「基礎社会」に対して「派生社会」ないし「目的社会」を区別していた。田中耕太郎は *Gesellschaft* の例として世界経済と世界社会を挙げ<sup>30)</sup>、「世界社会又は世界経済は其の基礎として世界法を要求する<sup>31)</sup>」としてその「世界法」論を展開した。そのさい田中は、『世界法の理論』第1巻において当時ドイツ語圏で台頭していた「世界経済学」の諸文献を渉猟しつつ、自らの「世界法」論が成立するための現実的根拠の傍証として詳細な検討を加えている<sup>32)</sup>。国境横断的に展開している経済関係について、一方では比較優位論を核とした国際経済学が、他方では資本主義段階論による世界体制認識である帝国主義論が、それぞれ論壇の双壁をなしつつある間隙をぬって登場したのが世界経済学であった<sup>33)</sup>。国民経済（マクロ的経済構造単位）相互の関係である国際経済と、個別経済（ミクロ的経済行為単位）相互の関係である万民経済とを区別し、それらを複合させて世界経済を指定するその問題設定は、国際マクロ経済関係とミクロ次元での市場グローバル化との両面に焦点をおいたものといってもよい。

杉森の国際主義や世界連邦主義、田中の世界法論・世界経済論にかぎらず、「脱国民国家」という時代認識のもとで蠟山政道は非国家的な団体や職能集団や「地域」をアクターとする国際政治プロセスを重視したといわれている<sup>34)</sup>。多元的国家論やテンニース社会学に一定程度依拠して展開された「蠟山の国際政治論は、大正期における社会概念の析出が国際政治領域に拡大された場合の一つの論理的可能性を示すものであった」と酒井は述べたが<sup>35)</sup>、その意味では、社会概念の析出のもう1つの論理的可能性を示したのが田中の世界法論・世界経済論だったのかもしれない。「田中耕太郎は、日本で初めて、包括的な国際文化論を展開した」と評されてもいるが<sup>36)</sup>、それは世界経済や世界法についての認識をもとに「世界社会」を展望したことと無縁ではないであろう。ただし、じっさいには世界経済が萎縮した時代だったから<sup>37)</sup>、田中の問題設定は現実味が弱まっていったであろうこと、それと対照的に国民国家を横断した政治的調整プロセスのほうは世界経済が萎縮することへの政治的反応として現実味を増したであ

ろうし、そのことが当時の日本におけるアジア主義や地域主義の台頭さらには多民族国家観による国家有機体論の再構築をも促したのであろう<sup>38)</sup>。

いずれにしろ、テンニースによる2つの類型の識別はそれが援用されることで日本における「社会の発見」を助長したであろうが、多くの場合それは後接語基用法と結びついていたのであり、国家との1対1対応を仮定した単立用法「社会」ではなかった。むしろ後接語基用法に依拠することによって、国家との1対1対応を免れた柔軟な類別が可能になったのだと思われる。国家との1対1対応を仮定してテンニースを援用し単立用法「社会」を位置づけることもありえたが、それは国家も社会もともに所与であり実体として存在することを想定した作田荘一のように国家有機体論と親和的な議論になる。作田は、テンニースの識別基準を応用して団体を定義し、基本団体（民族や国民団体など）と分派団体（会社や学会や教会など）のそれぞれが相互組織的なもの（個人目的の相互依頼関係）と共同組織的なもの（全体目的への共同参加）とに分かれるとしたうえで、さらにそれらが人格的結合に由来するか利益的結合に由来するかという条件も加味した。そして、基本団体のうち、人格的結合の共同組織は国家、人格的結合の相互組織は社会としたうえで、「人間の団体の中に基本団体を認め、その中に共同組織と相互組織との存するを認め、是等に対して国家及び社会の名称を付する」<sup>39)</sup>と述べている。

小括しよう。相互依存関係を物象化して国家概念に組み込み「国家」をしばしば主語として用いるような国家有機体論的言説に対して、「社会」の語は、相互依存関係の多様な場や局面の独自性を示すために希求された。その場合の用語法の特徴は、単立用法「社会」というよりは、前接語基用法「社会」であり（社会問題・社会政策など）、また後接語基用法「社会」であった（基礎社会・派生社会・世界社会・部分社会など）。飯田や石田が想定していると思われる理念的な polis を措定する社会契約論的政治社会だけでなく、市場メカニズムを非市場原理で調整するシステム、大小のコミュニティ複合、交換媒介的相互依存として連動する場（世界経済）なども後接語基用法「社会」で表象された。「社会の発見」とは、必ずし

も単立用法「社会」の概念的成熟の問題ではないのであり、また「社会」概念が論理的に収束する（しうる）ことも意味していないのである。

### 3. なぜ合成表現に戸惑ったのか

19世紀日本の論壇の底流にあったのは、一方では「唐虞三代」の伝説を準拠枠にして「天下」の統治秩序を考究してきた儒学を基調としつつ自然法思想を摂取・援用していく論調と、他方では国学的な国体論を準拠枠としつつ国家有機体論の再構築を志向する論調とのせめぎ合いであったように思われる。前者は蘭学と称された時期を経て洋学と総称されたが、欧米の思潮を積極的に摂取しながら国家有機体論と格闘した。洋学系啓蒙誌として明治初期に2年間にわたって発行された『明六雑誌』（全43号）には「社会」の語はほとんど登場せず（ただし結社の意味で3度使われている）、「天下」や「国体」の語が多用されていたが、これらの語を駆使しての全般的な主題は「政体」論であったといわれている<sup>40)</sup>。天下の統治規範を「聖人としての先王」の作為と位置づけた荻生徂徠の延長上で、人民の作為による統治規範形成の可能性を展望することがありえたし<sup>41)</sup>、その寄稿者たちがしばしば「天下は一人の天下にあらず乃ち天下の天下なり」という言い回しを用いた『明六雑誌』から推測するかぎり、明治初期の啓蒙思想は日本儒学をベースにしていると思われる<sup>42)</sup>。明治8年頃以降に「社会」の語が society の翻訳語としても定着していくが<sup>43)</sup>、そのことが天下や国体という語彙のもとで展開された「政体」論議を超えて、それらを国家と社会という語彙で捉え直す営みをもたらしたのであろう。

20世紀初頭の日本における「社会の発見」が、「政体」論議を超えて、天下や国体を「国家」と「社会」という2つの概念で捉え直す営みの延長上にあるとすれば、それは「社会の発見」であったと同時にまた「国家の発見（または再発見）」でもあり、社会の側で生起する政治現象から国家を位置づける新たな国家論の台頭でもあった。

蠟山政道は、一方では解釈的啓蒙思想と批判的啓蒙思想とを、他方では政治学の分野における国

家学派と実証学派とを区別し、国家学派は明治維新直後における解釈的啓蒙論の流れに属しドイツ国法学の援用によって精緻化された国家学研究として展開したのに対して、批判的啓蒙思想の流れを汲む実証学派は「系統的組織的方法性」に弱点がありつつも国家の研究より政治現象の研究に重きをおいていたと整理している<sup>44)</sup>。そして、「国家現象を法的現象と見ず、これを文化現象または社会現象として考察し、そこから国家現象と政治現象とを批判するという特徴を顕著に示してきた」大正期の実証学派は、明治十年代に自由民権運動として盛り上がりを見せた批判的啓蒙思想の系譜に属することを蠟山は強調した<sup>45)</sup>。

蠟山は、批判的啓蒙思想の系譜に属する実証学派の国家論は社会学の台頭と多元的国家論の隆盛に強く影響を受けたものであり、Community の訳語として基本社会とか基礎社会とか全体社会とか共同社会という語を充当しながら、「Community と Individuality との密接不離なる両概念の成立」を前提として、国家を特殊団体として捉えたり政治を機能的に特徴づけたりしたとしている<sup>46)</sup>。そして、全体社会と国家（部分社会）とが区別されたことを、「政治学上重要な意義をもつに至った社会学上の発見<sup>47)</sup>」と蠟山は述べた。蠟山が実証学派の例として挙げた大山郁夫も、「階級的群団が社会の単位とさるゝに至りし今日に於て・・・真に科学的に国家学説を研究せんとせば社会学的国家学説の立場に在らざる可らず」ということを強調したようである<sup>48)</sup>。要するに、社会学的に国家を説明するという主張が意味しているのは、単立用法「社会」そのものから国家が説明できるということではなくて、後接語基用法「社会」（全体社会・部分社会・階級社会など）から多面的に国家を導出する論理を展望するということなのである。

社会学的な思惟と多元的国家論とを考慮しつつなされた政治過程分析に対して、国家有機体論の脈絡から反論を提起した者として潮田江次や田畑忍がいたが、潮田らが「国家社会」や「国家的社会」という表現を多用したことについて蠟山は社会学的な知見との関連が曖昧であることを批判したうえで、「国家的社会から国家を導ききたる手法は、半ば問題をもって問題に考えているに過ぎ

ない<sup>49)</sup>」と断じた。潮田らも後接語基用法「社会」（国家社会・国家的社会）で立論したわけであるが、蠟山らとの違いはその後接語基「社会」の前接語基として「国家」を用いたことにある。蠟山らの場合、後接語基「社会」は「国家」を説明する役割を果たしていたが、その説明する側に位置するはずの「社会」を形容するために、説明される側の「国家」を前接語基として潮田らが配置したことを、蠟山は「問題をもって問題に考えている」と評したわけである。

潮田は、「被治者から成る社会、即ち国家社会」について、「国家社会の範囲は今日では大体『国民社会』になってをるが、国家社会は『国民社会』のことではない。国民社会といふ用語は、・・・Nation-State 以外の国家社会を示すことが出来ない点で用に足りない。<sup>50)</sup>」と述べた。田畑は、多様な諸社会の存在を了解しつつも、「然しながら、かような社会に於ける最強の社会はもちろん国家である。即ち、かかる社会は其の機構の中心である国家に帰納することに於て、また国家は社会に演繹することに於て、存在していると言われ得るのであり、この意味に於て、それは一体であって、国家的社会と称せられなければならないのである。<sup>51)</sup>」と述べた。田畑にしろ潮田にしろ、当時その論敵であった戸沢鉄彦に対する批判的評論を連ねたのであるが、その要点は政治学にとって国家の存在は所与であり「国家社会」「国家的社会」の存在も所与であるという主張に尽きる。国家をすでに所与と仮定したその両者の場合、蠟山が評したように国家そのものを導出または指定する論理は不在であるといわねばならない。

潮田や田畑が用いた「国家社会」または「国家的社会」は、おそらく national community に対応する。ただし、近代国民国家の形態を有しないものも含むことを潮田が強調しているように、国家有機体論に引き付けた超歴史的な national community をイメージしているといつてよい。問題は、national community に相当するものとして「国家社会」という表現を使ったのは国家有機体論者にかぎらないということ、またそれと一見同類であるかのような合成表現「社会国家」もまた当時からしばしば使われたことをどう整理するかにある。



たとえば、石田によって、「社会」概念が未熟であるがゆえに「社会国家」や「国家社会」という曖昧な用語を用いたとみなされ批判された金井延についてみてみよう。

金井が前接語基として社会の語を用いている例としては、社会問題、社会経済、社会政策、社会公共、社会全体、社会文明などがあり、後接語基として用いている例としては労働者社会、貧民社会、上等・中等・下等社会、独逸社会、経済社会、自然社会、人類社会、工商社会、商業社会、工業社会、職工社会、貴族社会、政治社会、官吏社会などがある。つまり、金井の場合、「社会国家」は前接語基用法の一例であり、「国家社会」は後接語基用法の一例なのである。「社会国家」という表現は大正3年5月の『法学協会雑誌』に掲載された「社会主義の政治的要素を論じて其の結局社会本位に非ずして個人本位たるに過ぎざるを断定す」という論考にみられ、「有機体たる社会国家の構成分子」、「組織系統ある有機体たる社会国家」、「社会国家全体としての生存発達」などであるが<sup>52)</sup>、明らかに福田徳三と同様にドイツの Sozialstaat を踏襲した表現であると思われる。他方で金井が「国家社会」という表現をとくに多用したのは、明治41年に3回にわたって連載された「工場法論」においてであるが、「一個人・・・の利益と国家社会全体の利益」、「(工場法は)「国家社会全般の繁栄」、「国家社会全体の上より見れば」、「国家社会永遠の利害」などにみられるように<sup>53)</sup>、national community に対応する表現といてよい。

杉森孝次郎もまた「社会国家」も「国家社会」もともに用いており、「国家社会」の含意については判読できないが、「社会国家」の含意は明快である。社会を「人間協力の全体的範囲」(いわば global community) とみなし、同時代に関する現状認識として「全人類を国民とする唯一の社会国家への道程<sup>54)</sup>」と述べているのであるから、杉森のいう「社会国家」とは世界統一国家または世界連邦国家のことである。それも前接語基としての用法であるが、Sozialstaat に対応する「社会国家」の場合の前接語基「社会」が国家の理念的性質を形容するのに対して、杉森が用いた前接語基「社会」は実体的境域を含意している。

さらに合成表現「社会国家」において前置されている「社会」が前接語基ではない場合もある。たとえば、吉野作造が「いわゆる帷幄上奏について」(『東京朝日新聞』1922年2月13日～19日)という小論において、「法律よりも社会の安全国家の発達のほうが大事だ。社会国家あつての法律である。法律は社会国家の目的に遵って適当に解釈され適当に利用さるべきものである。<sup>55)</sup>」と述べている。この場合の「社会」は前接語基ではない。吉野が用いた「社会国家」とは、独立した2つの語基を並べたものであり、明らかに「社会・国家」または「社会及び国家」のことであって、福田徳三や金井延も用いたような福祉国家と類似する概念としての社会国家 (Sozialstaat) ではない<sup>56)</sup>。とはいえ、おそらく杉森や吉野の用法が例外であって、「社会国家」という合成表現のなかの「社会」は、文化国家や平和国家などの言い回しにおいて「文化」や「平和」が果たしている役割と同様に、国家の理念的あり方を形容する前接語基用法の一例であるといつてよいであろう。

Sozialstaat の説明として、ドイツの「国家学事典 *Staatslexikon* 1989」では、「伝統社会のセーフティネット(家、共同体、教会など)に依拠しつつレッセフェール原則を謳いあげた19世紀的な国家が20世紀に経験することになる転換の帰着点、すなわち、国家によるサービスの拡充と国民の自発的参加を梃子に新たなセーフティネット(社会の安定化装置)を組みあげた20世紀型国家」と規定されているようである<sup>57)</sup>。ビスマルク体制が、社会権を社会問題に対する解決手段として想定し、「社会国家 (Sozialstaat)」を社会主義に対抗する処方箋だと考えたことに由来するようである<sup>58)</sup>。ただし、川越修によれば、確立するのはワイマール期になって社会衛生への対応が急速に進展してからであり、「制度としての社会国家とは、都市社会化と人口転換という新たな事態に対応すべく、その構成員を人的資源として捉え、労働、福祉、保健といった多様な領域でその維持ないし確保のための政策を展開する、20世紀型の国民国家の姿に他ならない。<sup>59)</sup>」

国家社会や社会国家という用法について概念的未熟さを見出す論者は、「社会」概念は単立用法「社会」として確立しうるし確立してきたと予断

しているように思われる。しかしながら、むしろ合成表現のなかに組み込むことによって社会や国家の含意を限定しようとする試行錯誤が続いたとみなすべきであり、それがしばしば国家有機体論的思考と結びついたからといって、合成表現自体を概念的未熟さとして特徴づけるべきではなからう。

共和制の原点とされる古代ギリシャにおける世帯の家長が自由・対等な立場で相対峙する polis は、各世帯の妻子や奴隷を含む「全体社会」のなかの「政治社会」だったはずである。それと対照的であるとされてきた中世には身分に応じた諸社会があり、「封建体制の下では、もちろん、『社会』が諸身分の、より狭い意味における『諸社会』ないし『諸コミュニティ』へ区分される事態がじっさいにあった。これら諸身分の、また、団体や同業組合などの存在と存続は、コミュニティや社会の伝統的な概念が国家という政治社会にもこの社会の内部の諸単位にもともに当てはまり続けることを保証した。<sup>60)</sup>」じっさい、そのなかの「宮廷社会」についてエリアスが詳細な考証をしているが、それは「さまざまな種類の相互依存関係によって互いに結びつけられ、この相互依存関係によって特殊な図柄を形成している開かれた、互いに他を意識して調整し合っている独自のシステム<sup>61)</sup>」とみなされている。後接語基用法はそのような「図柄」を多様な時代の多様なケースに即して析出することを可能にする。一定の人々が織りなす相互依存関係の「図柄」を「社会」として識別することを可能にするのが後接語基用法であるから、日本では仏教用語「世界」や「界」を援用した識別・類別用語法とも接点を持ち、たとえば「教育社会」と「教育界」はほぼ同義であり、「動物社会」と「動物界」もほぼ同義なのである。

小括しよう。「国家社会」や「社会国家」という用語法がなされたことをもって、国家と社会との概念的区別が曖昧である証拠とみなすことはできない。むしろ、前接語基用法や後接語基用法は単立用法「社会」に先行して使用され、そのことが「社会」概念の多義性をもたらしたであろうが、しかしその多義性によって多面的に「社会の発見」がなされてきたというべきであろう。

なお、本稿で扱うことはできないが、合成表現

「国家社会」についてはさらに掘り下げて考察すべき問題が残っている。形式論理的厳密さを要求される法規類の条文のなかでは、「社会」の語はもちろん、「国家社会」という文言も国内では使われることはなかった（ただし、答申類や訓示などでは使われた）。ところが、朝鮮総督府令として出された「小学校規程改正」、「中学校規程改正」、「高等女学校規程改正」、「師範学校規程改正」（いずれも1938年）で、奉仕すべき全体社会という含意で「国家社会」が使われていた。他方で、台湾総督府令として出された「台湾公立中学校規則改正」や「台湾総督府師範学校規則改正」（1933年）、関東局令として出された「関東師範学校規則」（1936年）や「旅順高等学校規則」（1940年）、在満教務部令として出された「在満師範学校規則」（1941年）などでは、「国家、社会」という表現はよく使われていたが「国家社会」の語は存在しない<sup>62)</sup>。「教育勅令である小学校令から大学令にいたるまで各学校令の目的規定中には、教育勅語に関する文言がどのような形にであれ明文化されることはなかったの・・・に対し、植民地教育政策においては、教育勅令である朝鮮教育令、台湾教育令の目的規定中に教育勅語に関する文言を明文化した<sup>63)</sup>」ということと関連しているのであろうが、なぜ朝鮮総督府令の場合にかぎって「国家社会」という表現が使われたのか。「国家社会」は national community に対応する合成表現なので、「national」の含意が朝鮮にのみ拡張されたようにも見えるし、だとすれば多民族国家観に傾斜した皇国史観も大東亜共栄圏までの射程はもちえなかったということになる。今後の検討課題として保留しておきたい。

さらに、「国家社会」に関してはもう1つ考察すべき問題がある。敗戦直後に制定された教育基本法の第1条には、「国家及び社会」という奇妙な表現がある。その表現は、教基法の拘束下にある学校教育法にもあるが、さらに学校教育法に盛り込まれた教育課程の基準を具体化した行政側の告示である「学習指導要領」になると多くの場合「国家・社会」という表現に転じている。それらの表現における「社会」は独立した語基としての単立用法といってよい。ところが、教育基本法を制定する過程では、当時の文部省サイドから提示

されたたき台を教育刷新委員会で議論・推敲したのであるが、その表現（「国家及び社会」）に関連する箇所を議論していたときに委員たちが使ったのは「国家社会」だった<sup>64</sup>。それは明らかに national community を含意する後接語基用法である。おそらく第 1 条に「国家及び社会」という表現を盛り込んだのは、制定時に文部大臣であり教基法制定の中心人物とみなされている田中耕太郎であるが<sup>65</sup>、その田中はつぎのように述べている。

「法第 1 条はく平和的な国家及び社会」といっている。この点を解説すれば、まず国家と社会は別物でなく、国家も社会の一種であるから、この表現は理論的ではない。ここでは単に社会といえは足るのであるが、しかし国家が他の社会に比較して重要性をもっているからして、とくに一般の社会と区別して掲げたと認められる<sup>66</sup>。

つまり、問題の 1 つは、いわば立法者意思の一方（当時の文部省側スタッフ）は単立用法「社会」として他方（教育刷新委員会の委員たち）は後接語基用法「国家社会」として了解するという認識上のズレがあったにもかかわらず、その違いをめぐる議論は生起しなかった。違いがあるにもかかわらず、その違いについて論議が成立しなかったということは、共通理解へと集約するプロセスが欠落していたことを意味している。問題のもう 1 つは、学習指導要領によって普及している「国家・社会」という表現は、たしかに教基法第 1 条と同様に単立用法「社会」なのであるが、明らかに「国家 vs 社会」という二元論を反映した表現であり、「社会」は単数形抽象名詞として漠然と観念されている。それに対して、教基法第 1 条のほうの表現にある「社会」は、上で引用した田中の事後解説で強調されているように、単数形抽象名詞ではない。テンニース社会学と多元的国家論とを踏襲した「諸種の社会」のことである。立法者意思と行政側の告示における解説とのあいだにも違いがあるのであるが、その違いも不問にされてきた。教育関連の論調においては、社会理論の系譜との関連づけを欠いたまま戦後民主主義思潮から派生した「市民社会論」の残像と共鳴しつつ「シティズンシップ」というカタカナ日本語が流行していることも含めて、「社会」の語はもはや多義的であることを超えてむしろ渾沌としているといわね

ばならないが、その問題も今後の研究課題として保留し、以下では単数形抽象名詞の特徴とも関連づけつつ「社会の発見」言説についてさらに考察しよう。

#### 4. 語彙と語義の整理：多義性の系譜

##### 4.1 単立用法と単数形抽象名詞

社会や society や Gesellschaft などについての辞書的な含意はよく取りざたされてきたが、たとえば society について代表的な Oxford English Dictionary では、人々の交際、何らかの集団、何らかの関係・連携・同盟・結合などの状態、等々が挙げられているようである<sup>67</sup>。

複数形も許容する society-societies は、基本的には任意団体をさしている。個々の団体がその固有名詞の一部に society を用いたかどうかは別にして、18世紀半ば以降のイギリスにおける任意団体の興隆を整理したモリスは、voluntary societies と voluntary associations と voluntary organisations とをほぼ互換的な表現として使っている<sup>68</sup>。教区の地縁的システムや同業組合・同職組合などの既存の持続的団体ではカバーできないような相互依存関係が顕在化していく構造変化（都市化＝脱農村化や工業化＝脱農業化）にともなって、任意団体が台頭し顕在化していった。18世紀半ば以降、「さまざまな任意団体が、麻疹のようにイギリスを含むヨーロッパ各地に広がっていった」が、とくにイギリスの場合その一部は「会員の大半が商人からなる愛国主義的な団体であり、イギリスを商人の必要性や選択に適合する国家にするための公論形成の手段であった。<sup>69</sup>」

任意団体が勃興し、そのなかに national な政治的団体を志向するものが台頭することで、単数形抽象名詞 society が浮上してくる。その抽象名詞 society と他の類似語との関連を整理したマッキーバーとページに依拠すれば、つぎのようになる<sup>70</sup>。抽象名詞 society は、規制と自由との緊張のなかで絶えず変転する権威関係や相互扶助関係が成立している複合的システム一般を指し示し、形容詞 social は、その複合的システムの内部で相互に認知可能な者どうしの対他活動が織りなす関係を表現する。community は、ある人の社会的関係

のほとんどがその内部で成立する領域的な場であり、大小さまざまなものが入れ子状態の多層構造をなす。association は、ある community の内部において特定の目的や利害の特性に対応して成立する組織である。分類上 association と community との境界に位置するのが家族と国家であるが、それらの近代的形態においては、家族（少なくともその成人構成員に関しては）も国家（national community を統轄する組織）も association という性格を有する。法的に一定の条件を備えた association は、法人格の持続的団体（a corporation）になる。あらゆる associations はその運営組織（institutions）をもっているが、構成員は association に属しているのであって、その institution に属しているわけではない。

以上の限られた整理だけからでも、単立用法「社会」または society は、具体的な実体（任意団体）をさす場合（それゆえ複数形での用法を許容する）もあれば、概念的にのみ把握されうるシステムまたは構造をさす場合（それゆえ単数形抽象名詞でのみ表象される）もあること、また具体的な実体としての societies は communities, associations, corporations などの含意としばしば交錯し相互に互換的である場合があることを指摘できる。それだけでも十分に単立用法「社会」は多義的で曖昧であるが、さらに、単数形抽象名詞 society で表象すべき相互依存関係の複合システムは実在するか否か、実在するとすればそれを national なものとして暗黙に仮定することは現実的根拠を有するか否か、そのようなより高次の難題が控えている。

単数形抽象名詞 society で表象されるものについて、デュルケムの場合は諸個人を超えた道徳的・知的・象徴的コミュニティとして実在するとみなしたのに対して、方法論的個人主義に立脚するジンメルやウェーバーは「社会」そのもののア priori な所与性を想定せず、諸行為の相互作用の分析に徹したといわれている<sup>71)</sup>。その意味では、本稿冒頭の「はじめに」で言及した近年の「社会の再発見」は、かつての1920年代を軸とする時期における「社会の発見」の単純な延長上にあるわけではないといわねばならない。社会の存在をア priori に仮定して単立用法「社会」で理念表明するだけが「社会」への眼差しではなく、緻密な行

為分析や関係分析として発達してきた社会学や政治学の遺産を無視できないという地平に近年の「社会の再発見」は立っていると思われる<sup>72)</sup>。

翻って、そもそも大正期の言説は単数形抽象名詞 society に対応する単立用法「社会」を考究していたのかどうか。先述したように、多くの場合は後接語基用法による柔軟で多義的なものとして「社会」の語は使われたはずであるから、単立用法「社会」の概念的成熟度を判定することに意味があるかどうか疑問であろう。何よりも、田中希生によれば、武者小路実篤や有島武郎に象徴されるような「『社会』のア・プリオリ」を否認して「行為に先立って『社会』があってはならない」とする実践的思惟が19世紀以来の特質として底流に存在したようであるから<sup>73)</sup>、「社会の発見」言説の現代的意義を単立用法に引き付けて拡大解釈すべきではないであろう。

とはいえ、単数形抽象名詞 society の実在性を想定するか否かは社会理論の根幹に関わることであり、本稿の射程を大きく超えている。ロイ・バスターは、社会は個々の人間に先立って実在し人間活動の前提条件となっているから、人間行動学に還元されない「社会の学」も存在しうることを強調したが<sup>74)</sup>、それは「社会」概念を理論的に突き詰めたときの1つの着地点を示しているのかもしれない。ただ、概念的に把握可能なものとして社会が実在するとしても、日常意識では物象化された観念のもとで「社会が・・・する」というような主語としての用法がしばしばなされる。社会理論上は主語にはなりえない社会は、日常感覚での用語法では主語として、たとえば「社会が了解する」とか「社会が制裁する」と表現されたりするし<sup>75)</sup>、さらに社会を national なものと想定する固定観念が「日本が・・・する」という表現を派生させるから、社会の実在性の問題と「社会」用語法の問題とのあいだには幾重にも屈折した論点が絡まっているといわねばならない。

ウォーラスティンは、単数形抽象名詞 society を「国家 vs 社会」という二元論で位置づけるのは、境域統治システムとしての国家の根拠・正統性を説明することを第一義にしており、それゆえその場合の社会も統治境域として成立するもの（およびその部分である各種の下部境域を形成するもの）

を主眼とせざるをえなくなるような概念的な偏向に陥ることを強調した。「二律背反である社会／国家・・・は、近代世界の到来について、フランス革命のイデオロギイ的意味を近代世界が把握しようとする試みから生まれて」おり、その場合の単数形抽象名詞は「ある面では象徴的で、ある面では矛盾した、いわゆる『国家』との、複雑で、部分的には共存的であり、かつ部分的には敵対的な関係に閉じ込められている」のであり、「社会概念にかんして根本的に誤っているのは、その強固さではなく、その流動性や順応性 [を認識すること] が真に重要である社会現象を、社会概念が具象化し、したがって結晶化してしまうことである。」<sup>76)</sup>

national な実在性をアプリオリに仮定する「社会」概念のもとでは、交換で媒介される国境横断的相互依存の存在は承認されるとしても、統治領域の社会から派生する二次的なものとみるか、または同時並存するものとして理解される場合が多いことへの反証として彼が提示したのが「近代世界システム」であった。その世界システム論について考察することは本稿の課題ではないが、彼が16世紀以降の長期にわたる世界史の再解釈として提示したのは、交換媒介的相互依存が土台にある社会であって、それに対する上部構造的なものとして交換以外の原理で形成される諸社会 (national なものも含む) が変遷してきたというのがその論理的骨子であると思われる<sup>77)</sup>。それは現実の歴史的持続性の脈絡のもとで突き詰めたときの、社会の実在性に関する1つの存在証明として有益かもしれない。ただし、単数形抽象名詞「社会」の存在証明ではなく、後接語基用法で展望しうる多様な社会の1つに関する存在証明として。

#### 4.2 「商業社会」概念の影

アリストテレス『政治学』で使われた「国家共同体」に対応する語のラテン語訳 *societas civilis* から、さらに英語訳 *civil society* が16世紀あたりから登場したが、それは「国家という共同事業体」や「国家という仲間団体」を意味するようである<sup>78)</sup>。アリストテレスに由来する *societas civilis* は、マキャベリによって再評価され、国家の所与性を前提とすることなく理性や徳性によって事後的に

正統化される国家の形成プロセス（「新しい君主」の成立要件）を指定する議論へと道が開かれる<sup>79)</sup>。ヨーロッパ中世において「都市が自律性を獲得し、少数のエリート集団によって支配される貴族政を成立するという都市国家型政治システムが定着した」が、その「中世ヨーロッパの都市国家システムにおいてエリートが実験・実践した支配と搾取の施策や技術と同じ施策や技術が、のちの16-17世紀に、国民国家のエリートによって、不断の資本蓄積を進めるために用いられた」<sup>80)</sup>。そのさいに、政治社会についての概念を提供したのが *societas civilis* だった。

1つの大きな転機は、市場メカニズムに包摂される交換媒介的相互依存関係の自律性が注目されるF.ケネーやA.スミスによって理論的に叙述されたこと、そしてヘーゲルがスミスの理解を踏襲して *bürgerliche Gesellschaft* を説明し直したことにある。ケネーやスミス以降、「社会の最も重要な目的と課題を経済的な協調と交換にあるとみなすことは、当時に始まり今日まで続く社会的想像の大きな流れとなっている。これ以降、組織的に編成された社会はもはや政体<sup>ポリティイ</sup>の同義語ではなくなり、これ以外の社会のありようにもそれぞれ固有の形式とまとまりがあると理解されるようになる。市民社会<sup>シヴィル・ソサエティ</sup>という言葉の意味がこの時期に転換したということ自体、まさにこのことを反映している。<sup>81)</sup>」18世紀初頭までのドイツで *bürgerliche gesellschaft* は「国家公民の社会」や「国家市民の社会」として解説されていたが、スミス『国富論』のガルヴェによるドイツ語訳で *society* を *bürgerliche gesellschaft* に訳していたこと、そのガルヴェ訳の影響を受けたヘーゲルが *bürgerliche gesellschaft* でスミスの「商業社会 *commercial society*」を理解したことが、「ヘーゲル独自の新しい『市民社会』概念」をもたらしたともいわれている<sup>82)</sup>。じっさいには、スミスを含むスコットランド啓蒙論者たちが多用した表現は *civilized society* だったようであるが、それが「商業社会」に引き付けて位置づけ直されたことで、「*civilization*」の語が文明状態を指す用語として確立、定着してゆく<sup>83)</sup>ようである。

スミスの「商業社会」とは、市場メカニズムで自動調整される交換媒介的相互依存体系であり、

マルクスがその理論構築の前提とした「全商業世界を一国とみなす」という仮定にも反映されている。ヘーゲルのように「国家と市民社会とを分離するこうした考え方は、市民社会を政治社会、つまり、国家的・政治的形態 (res publica) と結びついた公民コミュニティ (civitas) とみる、換言すれば、市民社会を国家と緊密に結びついたものとみるギリシャ・ローマ的な伝統からは決定的に抜け出していた。<sup>84)</sup>

アリストテレス的な *societas civilis* も、スミスの *commercial society* やヘーゲルの *bürgerliche Gesellschaft* も、日本語表記においてはすべて後接語基用法「社会」の問題であり、必ずしも単立用法「社会」の問題ではない。

前述したように、福田徳三は、ドイツにおいてまず *Vergesellschaftung* が進行し、それに対する反動として *Sozialisierung* が展開したことを「社会の発見」として重視したが、ヘーゲルを転機に市場経済・市場社会（商業社会）の含意が組み込まれた *bürgerliche Gesellschaft* の形成プロセスを表現したのが *Vergesellschaftung* であり、イギリスで先行的に活性化していたような任意団体の政治的行動を媒介にして進行する調整プロセスを外來語 *social-sozial* を援用して表現したのが *Sozialisierung* なのであろう。同様のことをハバースマスがつぎのように述べている。「市場経済の諸関係が拡大するにつれて、『社会的なもの』の圏が成立してきて、・・・この私生活圏（民間領域）は、・・・私的自律の圏として展開していく。・・・これに反して、社会が私生活圏であること自体が問題化するようになるのは、社会的諸勢力の方がみずから公的権威としての権能を取得するようになってからのことである。<sup>85)</sup>

ハバースマスのいう「社会が私生活圏であること自体が問題化する」というとき、単立用法「社会」や単数形抽象名詞 *society* の概念それ自体が詮索されたことを意味しない。模索されたのは、社会衛生・社会保険などの「社会的なもの」の局面や焦点を特定することであり、多義性を保持したまま柔軟に使うことができる形容詞形 *social*（それゆえ日本語表記では前接語基用法「社会」）が多用されたのである。そして、市場をどの程度までいかにして調整するかは、境域統治機構（政府）

の再分配機能に大きな期待がかかるから、政治的な作為を前提とする *Sozialisierung* が展開する境域としては権力統治域を表象する何らかの表現が使われるであろう。日本の場合はそれは後接語基用法に依拠して「国家社会」と称された。そして、*Sozialisierung* を推進するか少なくとも許容する国家については、その理念的な特徴づけのために前接語基用法に依拠して「社会国家」と称された。

*Vergesellschaftung* に対して「社会的なもの」を対置する営為は、一方では「社会国家 *Sozialstaat*」の形成をもたらしたとすれば、他方では社会学を出現させた。社会学は、ヘーゲル的に位置づけ直された *bürgerliche Gesellschaft* とは異なる、むしろそれに対抗的・防衛的な相互依存関係形成原理を考究するなかで台頭したことをフリスビーとセイヤーはつぎのように論じている。「社会をともかく抽象的に概念化することのまさに可能性は、ビルガーリッヘ・ゲゼルシャフト (*bürgerliche Gesellschaft*)・・・の具体的発展にどうも歴史的に依存してきたように思われる」し、「ビルガーリッヘ・ゲゼルシャフトをはっきりと肯定した社会学はほとんどなく、18世紀においてさえもない」のであり、社会学者たちは「社会を一つの問題・・・としてみることから生じる緊迫さを共有しあっている。<sup>86)</sup>

## 5. むすびにかえて

1920年代を軸とする時期における「社会の発見」とは、必ずしも単立用法「社会」の含意を概念的に特定しようという営みではなく、何よりもまず「政体」論議から抜け落ちていた国家的課題を展望するために、社会問題・社会衛生・社会事業・社会政策などの前接語基用法または形容詞形用法から事象を特定しようとする営みが集中的に生じたことを意味する。それら事象が展開する場や局面の実在性を、国家の存在をアプリオリに仮定することなく措定するためには、欧州でも日本でも宮廷社会や氏族社会に対比して政治社会・経済社会・市場社会などが見出されたように、後接語基用法が必要であった。前接語基用法や形容詞形用法は、後接語基用法で想定される多様な社会の

なかではじめて、それぞれの場や局面の特性を帯びた関係を形容することができる。

前接語基用法「社会」によって事象を特定するかあるいは少なくとも焦点を明示しうするためには、血縁共同性から派生する関係（家族や父系同族集団など）、地縁的共同性から派生する関係（村落共同体など）、職縁的共同性から派生する関係（同業組合・同職組合・労働組合など）、宗教的同志意識から派生する関係、目的や理念を追求する任意団体・目的団体（結社など）などの相互依存態様について、すでに区別・類別する思考およびそのための用語法が存在していなければならない。漢語としての「社会」の元来の意味（土地神を共有する小共同体の会合およびその含意から派生した結社集団）を超えて、society の翻訳語という役割も獲得し、さらには仏教用語「世界」や「界」の類別機能をも継承して、明治期以降の「社会」用語法の展開の基礎をなしたのは後接語基用法であるといわねばならない。

後接語基用法が定着してから前接語基用法や形容詞形用法も可能となり、それら用語法にもとづく言説が展開するにつれて「社会」は単数形抽象名詞という特性も帯びたが、それは概念的に確定したからというよりも、類別された多様な相互依存関係の結節点・集約点として「national なもの」への観念が最大の比重を占めたという事情によるのかもしれない。

## <注>

- 1) たとえば、神奈川大学評論編集専門委員会編『社会の発見』（神奈川大学評論叢書・第4巻）、御茶の水書房、1994年。市野川容孝『社会』（シリーズ思考のフロンティア）、岩波書店、2006年。竹沢尚一郎『社会とは何か---システムからプロセスへ』中公新書、2010年。菊谷和宏『「社会」の誕生---トクヴィル、デュルケーム、ベルクソンの社会思想史』講談社、2011年。
- 2) たとえば、綾部恒雄監修『結社の世界史（1）～（5）』山川出版社、2005-6年。
- 3) Jürgen Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Suhrkamp Verlag Frankfurt am Main, 1990. 細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換---市民社会の一カテゴリーについての探求 [第2版]』未来社、1994年。
- 4) 高良倉成「『社会』用語法の変遷(1)---『大日本教育会雑誌』の場合」、『琉球大学教育学部紀要』第78集、2011年。同「『社会』用語法の変遷(2)---『明六雑誌』の場合」、同上紀要、第79集、2011年。
- 5) 明治期以降の語基の造成や含意確定については、高野繁男『近代漢語の研究---日本語の造語法・訳語法』明治書院、2004年、参照。
- 6) 飯田泰三『批判精神の航跡---近代日本精神史の一稜線』筑摩書房、1997年、194-221ページ。
- 7) 飯田、同上書、205ページ。
- 8) 石田雄『日本の政治と言葉（下）「平和」と「国家」』東京大学出版会、1989年、191ページ。
- 9) 昆野伸幸『近代日本の国体論---<皇国史観>再考』ペリかん社、2008年、89ページ。
- 10) 石田、前掲書、174ページ。
- 11) 松本三之介『明治思想における伝統と近代』東大出版会、1996年、第8章。
- 12) 社会政策観の大まかな区別については労働力の「脱商品化」様式の多様性を検証したつぎの文献を参照した。G. Esping-Andersen, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Polity Press, 1990. 宮本太郎ほか訳『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房、2001年。
- 13) そのような同時進行については、有馬学『「国際化」の中の帝国日本1905~1924』（シリーズ日本の近代4）中央公論新社、1999年、5章。
- 14) 酒井哲哉「国際関係論と「忘れられた社会主義」---大正期日本における社会概念の析出状況とその遺産」、『思想』岩波、No.945、2003年、125ページ。
- 15) 酒井、同上論文、122-3ページ。
- 16) 酒井、同上論文、128ページ。
- 17) 酒井哲哉『近代日本の国際秩序論』岩波書店、2007年、第5章。
- 18) 杉森孝次郎『国家の明日と新政治原則（社会国家への主張）』早稲田大学出版部、1923年、第1章。
- 19) 福田徳三『社会政策と階級闘争（訂正23版）』改造社、1923年、17-8ページ。
- 20) 福田、同上書、111、118ページ。
- 21) 福田、同上書、137ページ。
- 22) 一方では、スペンサーが「個人の自由平等を「道徳

感情」(moral sense)に訴えて主張することによって、徹底した必要悪国家観を提示したことが明治政府に対する強力な批判の武器と看做されたから」という事情があるのに対して、他方では加藤弘之がスペンサーの「『社会学原理』第五部の前半だけ読んでスペンサーの社会進化論を素朴な社会ダーウィン主義と即断してしまった」ことに由来するようである(山下重一「明治前期におけるスペンサーの受容」、『年報政治学』第26巻, 1975年, 81, 98ページ)。明六社の一員であり『明六雑誌』の主要投稿者の一人でもあった加藤弘之は、「素朴な社会ダーウィン主義」を契機に国家有機体論者へと転向したとされるが(石田雄『明治政治思想史研究』未来社, 1954年, 前編第1章), それは加藤による社会進化論の誤読(というより未読)にもとづいていたということになる。

- 23) 左古輝人「初期の建部遜吾における儒学と社会学」, 『社会学評論』第51巻1号, 2000年。
- 24) 上野成利「群体としての社会—丘次郎における「社会」の発見をめぐる」, 阪上孝編『変異するダーウィニズム—進化論と社会』京都大学学術出版会, 2003年所収, 353ページ。
- 25) D. Frisby and D. Sayer, *SOCIETY*, Ellis Horwood and Tavistock, 1986. 大鐘武訳『社会とは何か』恒星社厚生閣, 1993年, 27ページ。
- 26) Randall Collins and Michael Makowsky, *The Discovery of Society*, 3rd. ed., Random House, 1984. 大野雅敏訳『社会の発見』東信堂, 1987年, 7ページ。
- 27) 日高昂『社会の発見—若き人々の社会学』(青少年文化叢書)高山書院, 1948年, 1ページ。
- 28) 福田, 前掲書, 23-5ページ。
- 29) 高田保馬『世界社会論』(世界経済学講座第1巻)中外出版, 1947年, 70ページ。
- 30) 「世界経済は客観的に観察して有機体ではないが, 一種の社会的形象或は社会学上の意義に於ける社会(Gesellschaft)と認むべき・・・である。」(田中耕太郎『世界法の理論・第1巻』岩波書店, 1932年, 436ページ。)
- 31) 田中耕太郎『世界法の理論・第3巻』岩波書店, 1934年, 446ページ。
- 32) 田中による世界経済学の詳細な考証について, 作田荘一は「この世界法理論が世界経済を基礎として考察されたことは, 世界経済学の研究にとっても極め

て重要な明示暗示の教訓を与えて居る」と評価し(作田荘一『世界経済学』改造社, 1933年, 124ページ), 生島廣治郎もまた「『世界法の理論』・・・において世界経済に関し論じられたところは, わが経済学界において経済学者が未だ紹介および論及しなかった部分までにも言及され, 実に世界経済の研究者にとって恐れ入らざるをえないところもないではない」と絶賛した(生島廣治郎『世界経済の基礎概念』宝文館, 1932年, 「はしがき」)。

- 33) 「世界経済学」については, 赤松要『世界経済論』(国元書房, 1965年), 序章参照。世界経済論議における国際経済論的潮流と帝国主義段階論的潮流への二極化については, 高良倉成『現代世界経済の基層—ゆるやかな変容過程』(大学教育出版, 2005年)でも最低限度の言及はしている。
- 34) 酒井, 前掲書, 第3章。
- 35) 酒井, 同上書, 124ページ。
- 36) 芝崎厚士「田中耕太郎の国際文化論—『文化的帝国主義』批判の思想と行動」, 『国際関係論研究』第13号, 1999年, 58ページ。
- 37) 本稿は世界経済を論じることが目的ではないから, さしあたり当時の時代状況を整理したものとしてつぎの文献のみを挙げておく。Harold James, *The End of Globalization: Lessons from the Great Depression*, Harvard University Press, 2001. 高遠祐子訳『グローバリゼーションの終焉—大恐慌からの教訓』日本経済新聞社, 2002年。
- 38) 多民族帝国という観念の台頭についてはつぎを参照。小熊英二『単一民族神話の起源—<日本人>の自画像の系譜』新曜社, 1995年。長谷川亮一『「皇国史観」という問題—十五年戦争期における文部省の修史事業と思想統制政策』白澤社, 2008年。
- 39) 作田荘一『国家論』弘文堂, 1940年, 58ページ。
- 40) 河野有理『明六雑誌の政治思想—阪谷素と「道理」の挑戦』東大出版会, 2011年。
- 41) 日本の儒学のあり方を大きく変えた徂徠学の「聖人の作為」論が明治期に啓蒙思想が台頭する歴史的背景をなしていたことについては, 丸山真男『日本政治思想史研究』東大出版会, 1952年, 参照。
- 42) 渡辺浩によれば, 「儒学は西洋に発した『近代』を導き入れる先導役を果たし」たが, 「そのことによってその後, 儒学的諸理念は西洋思想にいわば吸収されていき, 相対的には速やかに独自の体系としての



- 思想的生命を失っていった。」(渡辺浩『東アジアの王権と思想』東京大学出版会, 1997年, 209ページ)
- 43) 齋藤毅『明治の言葉』講談社, 1977年(2005年に学術文庫として再刊), 第5章。
- 44) 蠟山政道『日本における近代政治学の発達』(叢書名著の復興7), ペリカン社, 1968年(原著は1949年刊行), 34-5, 65ページ。
- 45) 蠟山, 同上書, 125ページ。
- 46) 蠟山, 同上書, 177-9ページ。なお, 20世紀初頭のイギリスに台頭した多元的国家論は, 「法学における集団の実在人格論」を契機にして展開され, ラスキを媒介にしながらアメリカ合衆国で「国家や主権といった曖昧な概念を排し, 政治の現実を正確に記述するための道具として評価され」, 「『社会』研究としての『政治科学』」という性格を強めていったようである(早川誠『政治の隘路---多元主義論の20世紀』創文社, 2001年, 60, 75ページ)。
- 47) 蠟山, 同上書, 185ページ。
- 48) 堀真清『大山郁夫と日本デモクラシーの系譜---国家学から社会の政治学へ』岩波書店, 2011年, 92ページより再引用。
- 49) 蠟山, 前掲書, 206ページ。
- 50) 潮田江次『政治の概念』慶応出版社, 1944年, 112, 204ページ。なお, 本書は「古いものは既に十年余も前に執筆した」(4ページ)諸論文を再録したものである。
- 51) 田畑忍『政治学の基本問題』關書院(関書院), 1947年, 196ページ。なお, 本書は第4・第8・第10の論考を除いて, 戦前に公刊したものの再録である。
- 52) 河合栄治郎編『金井延の生涯と学蹟』日本評論社, 1939年, 674~687ページ。
- 53) 河合, 同上編書, 596~613ページ。
- 54) 杉森, 前掲書, 265ページ。
- 55) 今井清一編『大正デモクラシー---草の根と天皇制のはざま』(思想の海へ[解放と変革]第9巻), 社会評論社, 1990年, 82-3ページ。
- 56) Sozialstaat についてはつぎを参照。Ritter, G. A., *Der Sozialstaat: Entstehung und Entwicklung im internationalen Vergleich*, Oldenbourg Verlag, 1991. 木谷勤ほか訳『社会国家---その成立と発展』晃洋書房, 1993年。
- 57) 川越修『社会国家の生成---20世紀社会とナチズム』岩波書店, 2004年, 67-8ページ。
- 58) Esping-Andersen, 前掲邦訳書, 45, 116ページ。なお, 資本主義的發展の世界史に占める福祉国家体制の全般的特性についてはつぎを参照。加藤榮一「二十世紀福祉国家の形成と解体」, 加藤榮一・馬場宏二・三和良一編『資本主義はどこに行くのか---二十世紀資本主義の終焉』東大出版会, 2004年, 第2章所収。
- 59) 川越, 前掲書, 117ページ。
- 60) Frisby and Sayer, 前掲邦訳書, 7-8ページ。
- 61) Norbert, Elias, *Die höfische Gesellschaft* (Soziologische Texte Bd.54). Luchterhand 2. Au.1975. 波田節夫・中埜芳之・吉田正勝訳『宮廷社会』法政大学出版局, 1981年, 39ページ。
- 62) 以上, 近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料』より。
- 63) 久保義三『新版・昭和 교육史---天皇制と教育の史的展開』東信堂, 2006年, 23ページ。
- 64) 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会 会議録』岩波書店, 第1巻(1995年), 第6巻(1997年)。
- 65) 詳しくは, 高良倉成「教育基本法に内在する多元主義の再検討---〈国家及び社会〉という合成表現を手がかりに」, 『公民教育研究』(日本公民教育学会)第15号, 2008年。
- 66) 田中耕太郎『教育基本法の理論』有斐閣, 1961年, 84ページ。
- 67) 岡嶋千幸「『社会』という訳語について」, 神奈川大学人文学研究所編『『明六雑誌』とその周辺---西洋文化の受容・思想と言語』御茶の水書房, 2004年所収。
- 68) R. J. Morris, Clubs, societies and associations, in Thompson, F. M. L. (ed.), *The Cambridge social history of Britain, 1750-1950*, Vol. 3, Cambridge U. P., 1990, Chap. 1, pp. 395-443.
- 69) Linda Colley, *Britons: Forging the Nation, 1707-1837*, New Haven, 1992. 門永麻子・水野祥子・川本真浩・戸渡文子・中川順子訳(川北稔監訳)『イギリス国民の誕生』名古屋大学出版会, 2000年, 92-101ページ。
- 70) R. M. MacIver and Charles H. Page, *Society: An Introductory Analysis*, Rinehart, 1949, chap.1.
- 71) Frisby and Sayer, 前掲邦訳書, 58-68, 81-84ページ。

- 72) 単立用法「社会」を概念的に確定すること自体が問題なのではないことについては、左古輝人「社会概念の再検討---近年の動向と展開への手がかり」、『人文学報』（首都大学東京都市教養学部・社会系）No. 392, 2008年, 参照。
- 73) 田中希生『精神の歴史---近代日本における二つの言語論』有志舎, 2009年, 264ページ。
- 74) Roy Bhaskar, *The Possibility of Naturalism: A Philosophical Critique of the Contemporary Human Science*, 3rd ed., Routledge, 1998. 式部信訳『自然主義の可能性---現代社会科学批判』晃洋書房, 2006年。
- 75) 「社会」が物象化された観念に転じかつ主語として使用されるとき, それは「世間」という語とほとんど区別できない。その意味では, 1つの推論として, 「世間」とは人々の日常を拘束する相互依存関係すなわち血縁・地縁・職縁を物象化した観念なのかもしれない。なお, 「世間」の不可解さを強調したものとして阿部謹也の一連の問題提起を参照。『「世間」とは何か』（講談社新書, 1995年）。『ヨーロッパを見る視角』（岩波書店, 1996年）。『学問と「世間」』（岩波新書, 2001年）。
- 76) Wallerstein, I., *Unthinking Social Science: The Limits of Nineteenth Century Paradigms*, Polity, 1991. 本多健吉ほか訳『脱=社会科学---19世紀パラダイムの限界』藤原書店, 1993年, 94-5, 101ページ。
- 77) 「共同社会 Gemeinschaft と利益社会 Gesellschaft を対比的にとらえると, 全体の要点をとらえそこなってしまう。近代世界システム（つまり, 主権国家からなる国家間システムが政治的枠組となっている資本主義世界経済）こそ利益社会なのであって, われわれの契約上の義務はそのなかで求められるのである。」（Wallerstein, 同上邦訳書, 105ページ）
- 78) 植村邦彦『市民社会とは何か---基本概念の系譜』平凡社, 2010年, 第1章。
- 79) マキャベリが「生まれながらの君主」とは異なる「新しい君主」の成立要件を論じたことについてはつぎを参照。J. G. A. Pocock, *THE MACHIAVELLIAN MOMENT: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*, Princeton University Press, 1975. 田中秀夫・奥田敬・森岡邦泰訳『マキャベリアン・モーメント---フィレンツェの政治思想と大西洋圏の共和主義の伝統』名古屋大学出版会, 2008年。
- 80) Eric H. Mielants, *THE ORIGINS OF CAPITALISM AND THE "RISE OF THE WEST"*, Temple University Press, 2007. 山下範久訳『資本主義の起源と「西洋の勃興」』藤原書店, 2011年, 64, 78ページ。
- 81) Charles Taylor, *MODERN SCIAL IMAGINARIES*, Duke University Press, 2004. 上野成利訳『近代---想像された社会の系譜』岩波書店, 2011年, 108ページ。
- 82) 植村, 前掲書, 第3章。
- 83) 松森奈津子「文明の系譜学---語義の継承と基準の変遷」, 『国際関係・比較文化研究』（静岡県立大学国際関係学部）第4巻2号, 2006年。
- 84) Frisby and Sayer, 前掲邦訳書, 24ページ。
- 85) Habermas, 前掲邦訳書, 198ページ。
- 86) Frisby and Sayer, 前掲邦訳書, 160-2ページ。